

75歳
以上の方へ

老人医療で
障がい認定を受けられて
いた人は65歳以上

平成20年
4月から

後期高齢者 医療制度 が始まります。

75歳（老人医療で障がい認定を受けられていた人は65歳）以上の方は、平成20年4月から「後期高齢者医療制度」に加入します。平成20年4月以降に75歳になる方は、75歳になる誕生日の当日からとなります。

●新しい被保険者証のイメージ



後期高齢者医療被保険者証 有効期限/平成21年7月31日

被保険者番号	8XXXXXXXXXX
住所	佐賀市大和町大字尼寺1870番地
氏名	広域 太郎 性別 男
生年月日	昭和XX年XX月XX日
資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日
交付年月日	平成20年4月1日
一部負担金の割合	X割
保険者番号	4 1 X X X X X
保険者名	佐賀県後期高齢者医療広域連合



平成20年3月中に、新しい保険証が1人に1枚交付されます。

医療機関の窓口で支払う自己負担の割合は、今の老人保健と同じ1割（現役並み所得のある方は3割）です。

運営主体は「佐賀県後期高齢者医療広域連合」になり、申請や相談、保険料の徴収などは市町が行います。

平成20年4月からは、広域連合が交付する「後期高齢者医療被保険者証」の1枚を提示して医療を受けることになります。



保険料

後期高齢者医療制度では、対象となる被保険者全員が保険料を納めます。

保険料は、被保険者1人当たりいくらか決められる「被保険者均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。



佐賀県の
保険料

=

被保険者
均等割額
47,400円

+

所得割額
被保険者に係る
基礎控除後の
総所得金額
×8.8%

後期高齢者医療制度の保険料は？

●1年間の個人の保険料額（年金収入のみの場合）

例1) 1人世帯の場合

年金額	0円～ 1,680,000円	1,680,001円～ 2,030,000円	2,030,001円～	7,362,582円～
保険料額	14,200円～ 27,400円	51,100円～ 81,900円	91,400円～ 500,000円	500,000円(限度額)
均等割軽減割合	7割	2割	なし	なし

例2) 夫婦2人世帯の場合(妻の年金額を基礎年金額の79万円とする)

年金額	夫	0円～ 1,680,000円	1,680,001円～ 1,925,000円	1,925,001円～ 2,380,000円	2,380,001円～
	妻	790,000円	790,000円	790,000円	790,000円
保険料額	夫	14,200円～ 27,400円	36,900円～ 58,400円	72,600円～ 112,700円	122,200円～ 500,000円
	妻	14,200円	23,700円	37,900円	47,400円
均等割軽減割合		7割	5割	2割	なし

佐賀県の保険料率

- 被保険者均等割額年額47,400円（被保険者全員が負担するもの）
- 所得割率8.8%（所得に応じて負担するもの）

■所得の低い方の軽減措置

所得の低い方は、保険料の被保険者均等割額が世帯の所得水準にあわせて、7割・5割・2割軽減されます。



■被扶養者であった方の軽減措置

これまで自分で保険料を払っていなかった方は、被保険者の資格を得た日のある月から2年間、保険料の被保険者均等割額のみ賦課され、これが5割軽減されます。

※平成20年度は、本来負担すべき保険料の95%を軽減します（平成20年10月から納付開始）。

●お問い合わせは

くらし部健康課国保年金係
佐賀県後期高齢者医療広域連合
URL <http://www.saga-kouiki.jp/>

☎ 23-9135
☎ 0952-64-8476